

1 新事業活動円滑化債務保証制度

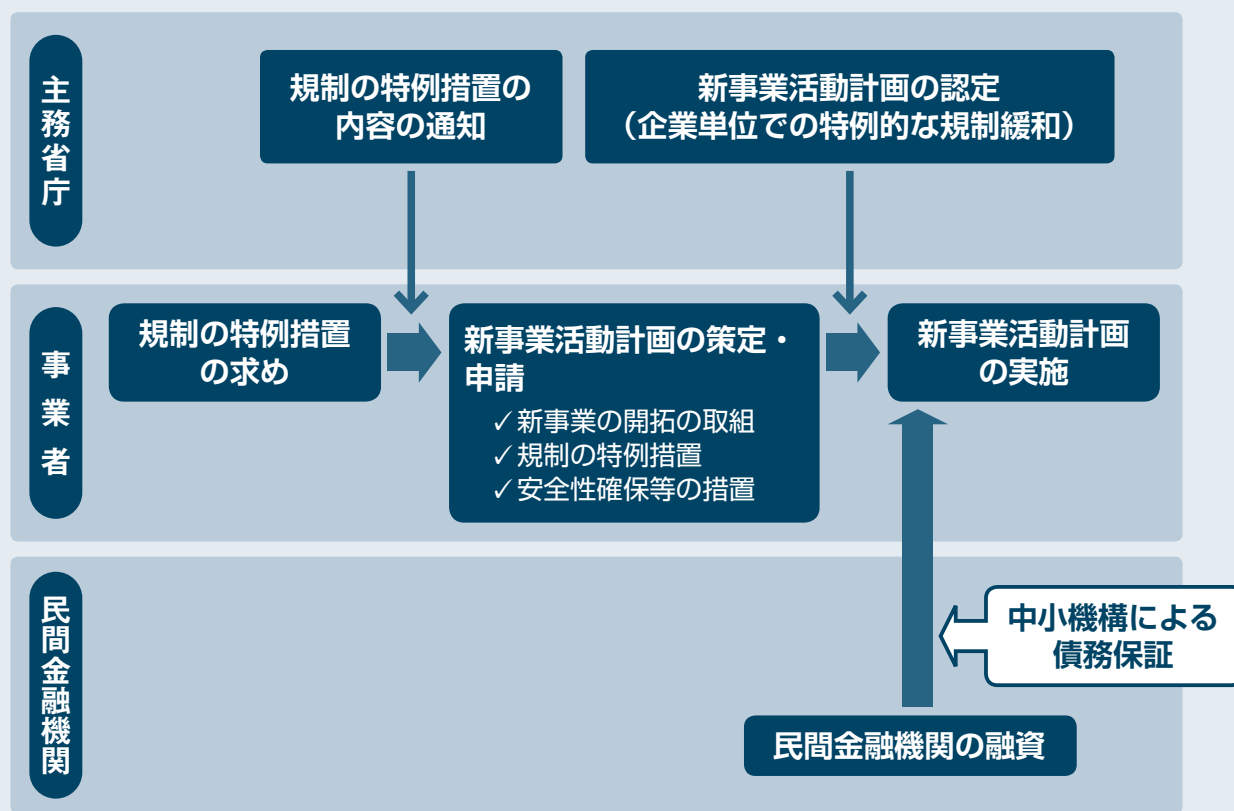
制度の概要

- 企業実証特例制度を活用し、規制の特例措置の適用を受けることで、新事業活動を実施しようとする事業者が、主務大臣によって認定された新事業活動計画^{*}を実施するに当たって必要な資金を調達する際に、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。

^{*}新事業活動計画とは、新商品の開発・生産又は新たな役務の開発・提供ほかであって、産業競争力の強化に資するものに関する計画です。

- 企業実証特例制度とは、企業自らが、主務大臣に新事業の開拓の取組と規制の特例措置をセットで実施提案し、企業単位で特例的に規制を緩和する制度です。

新事業活動計画のイメージ

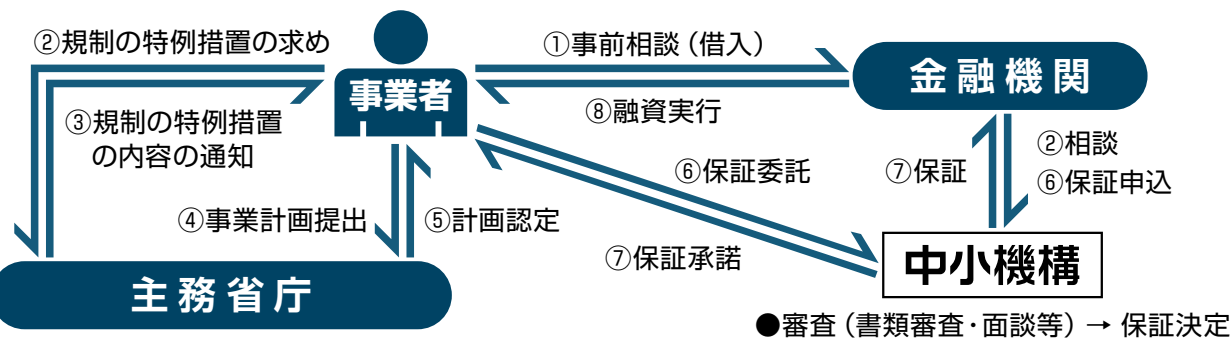


- 中小機構の債務保証の審査は、主務省庁による新事業活動計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。
- 企業規模による制約はありません。(中小・中堅～大企業まで利用可能)

新事業活動計画の認定

- 認定申請の流れについて、P8を併せてご参照ください。

申込手続



②規制の特例措置の求め

新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする事業者は、あらかじめ主務大臣に対し規制の特例措置の整備を求めます。

③規制の特例措置の内容の通知

当該求めを受け、主務大臣が規制の特例措置を講ずる必要があると認めるとき、主務大臣から講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の通知がなされます。

④事業計画提出

事業者は、当該規制の特例措置の内容を記載した新事業活動計画を作成し、認定の申請を行います。

- 事業を所管する主務省庁に対しては、②規制の特例措置の求めに先立ち、ご相談いただくことも可能です。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただけます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただけます。

保証条件

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 根拠法・条文 | 産業競争力強化法第13条 |
| 対象事業者 | 新事業活動計画の認定を受けた事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの |
| 保証限度 | 25億円 |
| 保証割合 | 借入の元本の50% |
| 保証期間 | 運転資金：5年以内 設備資金：10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能) |
| 保証料 | 年0.3% (無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い |
| 資金使途 | 運転資金 設備資金 (認定計画で認められた使途) |
| 担保 | 原則として徴求。運転資金の場合は状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い) |
| 保証人 | 原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。 |